

水源地域対策特別委員会

日 時：平成19年7月12日（木）

水源地域対策特別委員会会議録			
平成１９年７月１２日		開 会	午前 ９時３０分
		閉 会	午前 １１時３９分
出席者	委員	小 林 正 明 △野 元 好 美 渡 辺 良 一 栄 裕 明 寺 田 弘 子 小野沢 耕 一 ○大神田 日 本 阿 部 善 博 江 成 直 士 松 永 千賀子 小 池 義 和 小 林 一 郎 山 岸 一 雄	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のため出席者		宮崎副市長 戸塚環境経済局長 山崎環境保全部長 小峰農林課長 佐藤津久井経済課長 長谷川相模湖経済環境課長 森環境対策課長 服部環境保全課長 隅河内水みどり環境課長 江成津久井環境課長 内田同課主幹 竹田下水道整備課長 神保河川整備課長 隠田総務課主幹	
事務局職員		河本議事調査課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 門倉同課同班主任	

会議に付した事件	水源地域対策等について
傍聴者	なし
署名	委員長

午前 9 時 3 0 分 開会

○大神田委員長 ただいまから水源地域対策特別委員会を開会する。

出席委員は 1 3 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

水源地域対策等について

○大神田委員長 水源地域対策等についてを議題とする。

本日は、委員会設置後初めての委員会なので、活動方針等について協議してもらうが、これに先立ち、お手元の神奈川県水源環境保全・再生施策のあらまし等について、まず、説明を求めたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 それでは、担当部局から、資料について説明をお願いします。

○山崎環境保全部長 水源地域対策に関連して、神奈川県水源環境保全・再生施策のあらましについて、配付した資料に基づいて説明する。

資料 1、神奈川県水源環境保全・再生施策のあらましをごらんいただきたい。

1 のかながわ水源環境保全・再生施策大綱は、平成 1 7 年 1 1 月に神奈川県において策定されたものである。水源環境の保全、再生施策を総合的、体系的に推進していくための基本的な考え方を示しているもので、計画期間は平成 1 9 年から 3 8 年度までの 2 0 年間、目的は良質な水の安定的確保と定めている。県外上流域から下流域まで、水の利用関係で結ばれた地域全体で、自然が持つ水循環機能の保全、再生を図るという理念のもと、総合的に施策推進を図る旨を定めているものである。

この大綱に基づいて、平成 1 9 年度から 2 3 年度の第 1 期の 5 カ年計画で重点的に取り組む施策が、2 のかながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画である。この実行 5 か年計画は、水源環境の保全、再生の取り組みを

効果的かつ着実に推進するため、５年ごとに策定される。第１期の対象事業としては、水源環境の保全、再生への直接的な効果が見込まれるもので、県内の水源保全地域を中心に実施する取り組み、水源環境の保全、再生を進めるために必要な新たな仕組みを構築する取り組みの２つの点からの取り組みが対象となっており、具体的には１２事業、新たに必要とされる財源は、５カ年で約１９０億円とされている。

２ページをごらんいただきたい。３の実行５か年計画の１２事業のあらましが、１の水源の森林づくり事業の推進、２の丹沢大山の保全・再生対策、３の溪畔林整備事業、４の間伐材の搬出促進、５の地域水源林整備の支援の５事業は、森林の保全、再生対策として掲げられているものである。６の河川・水路における自然浄化対策の推進は、河川の保全、再生対策である。７の地下水保全対策の推進については、地下水の保全、再生対策である。また、水源環境への負荷軽減対策に関連して、８の県内ダム集水域における公共下水道の整備促進、９の県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進が対象となっている。水源環境再生を支える取り組みだが、１０の相模川水系流域環境共同調査の実施、１１の水環境モニタリング調査の実施、１２の県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくりの３事業、以上１２事業によって、実行５か年計画が構成されている。このうち、５番、６番、７番、８番、９番の５事業が、市町村主体の実施事業となっている。これに対する神奈川県の水源環境保全再生市町村交付金の総額は、５年間で約８０億円と見込まれている。

３ページの４の実行５か年計画の事業ごとの対象市町村一覧表をごらんいただきたい。本市を初め、２０の市町村が対象となっている。本市は、５つの市町村事業のうち、地下水保全対策の推進以外の４事業が対象となっている。

４ページをごらんいただきたい。参考として、水源環境保全・再生のための財源、いわゆる水源環境税の概要について記載している。中ほどにあるように、第１期の５カ年については、税率の表に記載のとおりである。個人県民税について均等割３００円、所得割として一律０．０２５％の超過課税をお願いして、施策事業の財源とするものである。年額約３８億円、５カ年で約１９０億円の税収を見込んでいる。

資料2をごらんいただきたい。実行5か年計画の相模原市に係る水源環境保全・再生事業について、1ページの総括表だが、事業費の下段の括弧内が、県からの水源環境保全税に基づく市町村交付金額である。本市が対象となる4事業にかかる5カ年の事業費としては、表の合計欄に記載のとおり、79億2,300万円、そのうち、市町村交付金として46億4,900万円を見込んでいる。この交付金の見込み額は、市町村事業に対し、県が予定している5カ年の交付金総額約80億円の58%に相当するものである。また、表の右側の19年度の本市事業については、事業費として、合計12億3,700万円、交付金収入としては4億5,000万円を見込んでいる。

このほか、関連事業としては、表の下段に記載のとおりで、水源の森林づくり事業、合併処理浄化槽設置補助事業の2事業がある。

総括表に記載の4事業について、まず、2ページをごらんいただきたい。①地域水源林整備の支援だが、市有林整備事業として、津久井町、相模湖町、藤野町の市有林、合計79.91ヘクタールについて、測量、調査、整備等を予定している。私有林整備事業としては、津久井町長竹地区で14.4ヘクタールの整備、地域水源林保全・再生事業としては、相模川沿岸等斜面緑地10.8ヘクタールについて整備を予定しており、事業費の合計は5カ年で2億6,700万円、交付金は2億6,200万円を見込んでいる。

3ページの②河川・水路における自然浄化対策の推進については、姥川、八瀬川、道保川について多自然型川づくりを推進するもので、5カ年で11億9,500万円、交付金は4億4,200万円を見込んでいる。

4ページをごらんいただきたい。④県内ダム集水域における公共下水道の整備促進については、ダム集水域における公共下水道の整備を推進し、下水道普及率の向上を図るもので、事業費は5カ年で合計61億700万円、交付金は36億5,200万円を見込んでいる。

5ページの⑤県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進についてだが、ダム集水域への高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進するため、設置費補助事業として、5カ年で事業費3億5,400万円、交付金は2億9,300万円を見込んでいる。

参考の平成19年度の神奈川県水源環境保全・再生施策だが、神奈川県の今年度の事業概要の資料である。これまでの資料とあわせて参照してもらいたい。

以上、簡単だが説明を終わる。

○大神田委員長 ただいまの説明に対する質疑に入る。

○栄委員 今の説明に対しての質疑ではないが、この委員会自体の点で、1件教えてもらいたい。1年間で何回くらい委員会をやるのか、全然わからないから、教えてもらえればと思う。

それから、私、資料を見て、よくわからない部分が非常に多いが、特に気になっているのは、若干この中にもあったが、水源林といわれる森の整備である。一応、この中にきちんと事業費も書かれてあって、数字に対する疑問ではないが、水源林の整備について、現状の水源林がどうなっているかをどういうふうに認識しているか、数字ではなくて言葉でお願いしたい。

○大神田委員長 栄委員の質問に対して、1点答える。委員会の開催については、後で検討し、報告する。

○小峰農林課長 山の整備の関係だが、合併によって、津久井地域の広大な山が本市の財産になった。若干数字を言うが、ここで合併して、森林面積が約1万8,900ヘクタールほどある。その中に、森林法でいうと、国有林と民有林という区別がある。国有林が約1,000ヘクタール、それ以外が民有林という形になって、この中には、県有林とか市町村有林、財産区等の持つ森林、個人の方が持っている森林がある。そのうち、相模原市が持っている森林は、財産台帳上だが、約640ヘクタールほどある。個人の方が持っている面積は、約1万1,000から1万2,000ヘクタールほどある。これらの森林を県民に良質な水を安定するという形の中で、その保全と再生を図っていこうということが、今、県の事業の中で展開されているが、神奈川県においては、従前から水源の森事業という事業で、この森を保全してきた。今回、環境保全税を設けて、さらにその地域を拡大して、保全、再生を進めていこうということになっている。水源の森事業については、神奈川県には、宮ヶ瀬湖、丹沢湖、相模湖、津久井湖のダム湖が4つある。このダム湖の周辺の森林の整備を中心に行っていこ

うというものである。そのほかに、地域水源林という区分がある。丹沢湖が酒匂川水系になっていて、その他の3つは相模川水系だが、その水の取水堰よりも上部にある地域については地域水源林という位置づけをして、こちらについても整備を図っていくということでやっている。

○栄委員 合併して、旧津久井4町が相模原市になって、そういう意味では、新たな事業と管轄ということにもなるかと思うので、細かいことは言わないが、水源林の荒廃というのは非常に激しいものがあって、水源の森事業に関しても、私も数年間、県の職員とじっくりと話をしてきたが、正直言って、県の職員は泣いている状況である。これは折々、皆様とも相談しながらやっていきたいと思っているが、これは非常に大変な事業になるかと思っている。事業費用だけでは、そう簡単にいかないという心配をしている。質問ではないが、そういったことも注意しながら、何とかこれを前に進めていかないと、非常に大変な内容だと認識している。

○松永委員 森林の問題は、地球環境の点とか、第一次産業の分野の点で、さまざまな角度から、国としても対策をとらなければならないという事態になってきている。今の説明では、神奈川県事業に伴っての相模原市の事業ということで、平成19年度からスタートの計画ということだが、湖、森林そのものはずっとあったわけで、この前の計画、事業との関係というか、19年度から初めてスタートするということなので、これまでがどうだったのかということをおどももこれから勉強していかなければいけないが、県あるいは4町の今回の市の事業にかかわるそれぞれの事業は、どんな計画があって、そして、今回の計画との連携というか、つながりという点では、どう見ていったらいいのかというのがあるが、この点はどうか。4町には、この点について計画的に進めてきているのがあったのか、県の関連する事業があったのか。

○森環境対策課長 今回の水源環境保全・再生施策大綱に基づく5か年計画を県で策定するに当たって、従前の県事業と今回のこの新たな取り組みとの整理がされている。先ほど松永委員から質問があった森林の関係はもちろん、その他の事業も新たな取り組みと既存の事業との整理があって、それぞれ県あるいは市町村が実施主体になるものとのすみ分けというか、役割分担も含めて整理がされている。その中で、森林の保全再生につ

いて、従前から県が取り組んでいた部分について、概括的な説明になって恐縮だが話をすると、水土保持の基盤整備という視点で県が取り組んでいた内容としては、一般造林あるいは森林の維持、造成のための地産、あとは林道整備、土砂の流出防止ということでの砂防関係、広域的水源林の整備という観点では、水源の森づくり事業、丹沢大山の保全・再生対策、溪畔林、間伐材の搬出促進というのは今回の新たな取り組みの部分になって、これまでの取り組みの中では、神奈川森林基金の運用益によつての優良林整備事業が1点ある。あと、自然保護奨励金の交付、これは指定区域内の山林等の所有者に対して奨励金を交付する事業ということで、森林の維持、保全に活用してもらうための交付金交付という事業である。あと、自然公園の管理とか県有林の管理が、広域的水源林整備という位置づけの中で、県が従前から主体で行ってきた事業になる。地域水源林の整備という視点では、利水者の側での事業になるが、これについては箱根町北部の水源等の水源林整備が専らで、今回のこの施策大綱に基づく事業によつて、初めて体系的な取り組みが開始されることになっている。森林資源の有効活用という点では、県産木材の安定供給、需要消費拡大の推進という事業も県が主体的に担うとともに、あわせて、林業担い手の確保事業なども県が取り組んでいた。

以上の点から、全体にかかわる部分としては、これまで少し手薄だったところが、この新たな取り組みの中で強化されるとともに、市町村事業としての明確な位置づけも図られる中で、水源林への施策展開が、県からの交付金という財源の確保も図られつつ、市町村主体に行うことができるようになったと認識している。

○松永委員 今回説明してもらった市町村事業について、相模原市にとっては12事業の中の4つだが、この指定は県の指定か、それとも市が手を挙げた事業か。

○森環境対策課長 水源環境保全・再生施策が今のこの形にまとまるまで――17年11月に策定されているが、それに先立って、12年に新税導入の形で神奈川県地方税制等研究会からの提言を踏まえつつ、いろいろと新税を活用しながら、どのような施策展開をするかについては、関係市町村はもちろん、県民の意見聴取なども含めて、施策の方向性、具体

的な内容について、県の中で検討が進められていたと認識している。そうした中で、この12事業に絞り込みがされる際には、現状で各市町村が取り組んでいる水源環境保全、再生に結びつくような事業についてのアンケート調査などがあるのとあわせて、12事業の大体の方向性が定まった段階で、それぞれの市町村がどの事業に該当するのかについては、県の方から確認が図られている。その中で手を挙げたという形で決まっているので、津久井地域との合併前に該当施策についての確認作業は進んでいるので、1市プラス4町でそれぞれ手を挙げたという形で、全体的には、5つの事業のうち4事業という現行の形になっている。

○松永委員 旧相模原市は全くこういった地形的なことがなかったので、事業としては全くそういったものがなかったわけで、4町と県とのやりとりの中で既に決まっていたものを、そのまま引き継いでやっていくということである。そういう意味では、それがいいのか、改めて検討する——5年後にはなるだろうが、またプラスするなり、この事業は少し縮小なりという検討が迫られることになるのかどうかかわからないが、それは1市4町で、これまでの事業を踏まえて手を挙げて、指定された事業だということにはわかった。

それから、事業費関連について教えてもらいたい、これについては細かく、5年間の事業費と、そして初年度の19年度で、そのうちの交付金がどれだけかということを示されているが、この数字の見方は、事業費のうちの交付金を引いた残りは全額市負担となるのか、これにさらに国等の補助金がつく数字なのか、これはどう見ていけばいいのか。

○森環境対策課長 個別の事業についてはともかくとして、全体的な財源措置の視点から答える。5年間要望額で79億の事業費ベースに対して46億の県からの交付金がある、この差額だが、従前から国の補助事業として対応されているものについては、あわせて、必要に応じ、地方債、起債があることもある。もちろん一般財源の若干の投入もあるが、この差額分として多くを占めるのは、国庫あるいは地方債というのが、かなりの額になっている。

○松永委員 そういう意味では、個々の事業でどうなのかということを見ていかなければいけないということが今の話の中でわかった。

資料2の3ページに2番目の事業としての河川・水路における自然浄化対策の推進ということで、この3河川はすべて旧相模原市の川だが、この事業の対象ということか。

○神保河川整備課長 3河川については、現在も事業は進めている。旧相模原市域部分の3河川については、たまたま丘陵の段丘下を流れているということで、良好な湧水があり、多自然型の護岸整備をしていく中で、採択をしていただいているということである。

○松永委員 相模川の多自然型の河川改修というのは、もう完了しているのか。たまに見て、いろいろな動植物が豊かに再生されているという印象を受けており、今後、この3河川についても、レベルがあるかもしれないが、改修が期待できると見ている。これは文字の読み取りだが、ねらいの中で、水源として利用している河川においてとあるが、水源としてという意味合いは、どう受け取ればいいのか。

○神保河川整備課長 一応、相模川は寒川の方に取水堰があり、飲料として取水している。姥川、八瀬川、道保川については、その手前の相模川上流に流れ込んでいるということで、水源という位置づけになっている。

○松永委員 私の認識不足で、目の前に流れている川しか見ていなくて、上流域がどういう状態になっているかわからなかったから、失礼した。

○江成委員 私も初めてのことだし、旧津久井4町のことについて、認識が足りないところが多々あると思うので率直に聞きたいが、今のは、県の水源環境保全・再生施策を受けて、相模原としてどうなのかという説明だったと思うが、大変素人っぽい言い方で恐縮だが、例えば森林保全ということでは、今若干問題になってくるようだが、シカの食害とか、あるいは、特に不法投棄等の問題があって、水源環境の保全あるいは再生ということでは、それらの問題も大きく課題になるのではないかと思うが、そういう問題についてはどういう位置づけになっているのか、これからなるのかを教えてほしい。

○森環境対策課長 今話のあったシカの食害など、その典型的な部分としては、丹沢大山の区域内になると思う。ブナ林の枯死などの状況が、その典型としてあらわれている部分になるかと思う。その点については、12事業の中で、県の取り組みとしての丹沢大山の保全、再生対策として、

ブナ林等の保全、再生のための研究や樹幹保護などの事業が具体的な取り組み事業になってくるかと思う。

不法投棄対策の関係だが、そのところも制度設計の際にはいろいろと議論が交わされていて、不法投棄が遠い要因となって、水源地域の水質悪化への結びつきがあるというところは、一つの現状認識の中では、県の中でも、制度設計に際しては議論が交わされているというのは聞き及んでいる。ただ、不法投棄対策を水源環境保全税を利用するの直接的な対象事業としてとり行うことについては、良好な水質確保というところへの直接的な効果というのがなかなか結びつけにくいところも判断としてはあったようで、当面の5カ年の中では取り込みがされておらず、今後、地域の声なども踏まえつつ、県で2期以降の制度設計の中で、さらに検討が進められていくと推測している。

○小林（一）委員 1点だけお伺いしたいが、今回の水源環境保全税の関連で、今まで手の薄かったところを今回取り組むという対象になってきているということだが、私ども、どうしても旧市内の方しかなじみがないものだから、上流の方のイメージがわからない。今後、市にかなりいろいろな財源が来るが、権限、事業がさらに来るのか。特に政令市ということも見通す中で、そこら辺の見通しを伺いたい。

○森環境対策課長 直接的に、かながわ水源環境保全・再生との結びつきばかりでなくなってしまう答えで大変恐縮だが、例えば環境保全行政などで言うと、ほとんど権限移譲の中で、大気、水質などを含めて、事務自体は市の対応になっているところがある。あと、あるとすれば、例えば自然公園とか国定公園とかの関連の業務で、そのあたりが若干絡んでくると認識している。

○松永委員 今回、この事業費については、県費も入るが、5年間ということで、今、相模原市が移行を目指している政令市になったときに、この事業費の費用負担というのは、今回提示されている費用負担割合は変わってくるのか。例えば、よく福祉関係で、国、県、市となったのが、政令市の場合だと県負担がなくなり、国と市というふうに費用負担の割合が変わることがあるが、今回のこの事業についてはどうか。

○竹田下水道整備課長 今回の水源税については、先ほども回答があ

ったとおり、もともと下水などについては、国庫補助、起債、市単独というものがある。その中で、今まで支出していた起債、単独費をベースにして、19年も20年も起債、単独費はそのままということだが、国庫補助金は年度によって違う。例えば17年だと、全部合わせて6億円である。ことしは全部で9億円の事業を行う。それで、17年度に6億円だったものを9億円から引いて、3億円の交付金ということである。20年度になったら、また国庫補助金が違うので、起債と単独費を合わせたもの、それと国庫補助金が少なくなったものを総事業費から引き算をして、その差額が交付金となってくる。この補助金については、町の時代、市の時代、政令市になったとき、おのおの違ってくる。補助対象事業が違ってくるから、町の時代にはたくさんもらっていたが、相模原市に合併した時点で市の対象となるので、補助金が少なくなってくる。政令市になると、もっと補助対象事業が少なくなってくるということで、当然のことながら、補助金も少なくなってくる。少なくなってきたものを含めて総事業費から引き算をして、その残りが交付金になると認識している。

○松永委員 それは今、県との関係で交付金がそういうふうに推移するということが約束というか、確約されていることなのか、そのように認識して進めていく話なのか、その点はいかが。

○森環境対策課長 今回の交付金の県からの充当の仕方は、市町村が一般財源として負担する部分について、県の交付金が当て込みされる、簡単に言うと、そんな仕組みになると思っている。この交付金の対象としては、事業はもちろんだが、地域としての採択というのが、もう一つ大きな優先する事項としてあると認識している。水源地域としての相模原市が、当然のことながら、この施策の対象エリアとなるのはもちろんと思っている。今の段階で、政令市に移行したときに、県からの水源環境保全税を原資としての市町村交付金がどのような扱いになるかという確認まではしていないが、基本的な考え方の中では、水源地域に対しての施策展開を原因としての今回の県の取り組みとなるので、政令市になったとしても、県の施策の方向性について、変わりはないと思っている。それについては、また確認を強めていきたい。

○松永委員 私は、施策の方向性の変化のありなしを問うたわけでは

なくて、費用負担の割合の変化があるのかないのか。今、下水道部の関係の事業の費用負担の方向、考えでは一定の回答があったが、他の事業の部分がどうなるかわからない。そういうことでは、今の段階では、政令指定都市になったときのこの事業費の費用負担の変化があるのかないのかは、はっきりしてないということか。

○森環境対策課長 今の質問の内容に即しての協議は、県とはしていない。

○松永委員 計画策定が結構ふえて、12年含めてとか、こういう先の話だし、4町との合併なんかも本当に急激に進んできた話だし、そして、政令市の話も、実際、短期間という中で、こういった事業費そのものがどう変わっていくのかというのが大変心配になったので質問した。この辺はきちっと確認する必要があると思うので、ぜひ、わかったら、後で知らせてほしい。

○阿部委員 かながわ水源環境保全・再生施策大綱と、かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の内容についてはよくわかったが、今、委員から話があったように、合併したばかりだったりとか、本市はこれから政令指定都市を目指していくという特殊な状況の中で、やはり地元の水源林の現状を知っているのは地元の本市が一番知っているということと、これらの施策が資料1の3ページを見てもわかるように、非常にたくさんの他自治体と関係してくる施策であったり、また、本市として、水源林の保全だけではなくて、さまざまな活用策も一緒に検討している状況だと思うが、そういうようなものを持っている本市として、県と市との関係をもっと整理して、風通しのいい状況の中で、これらの施策に取り組んでいかなければいけないと思うが、現状、どのように本市の意向、意思を県または他自治体に伝えているのか。やはり、その方法が明確になっていないと、本市と県との意向がずれている、本市と他自治体との意向がずれているということだと、これらを進めていく上でも問題があると思う。例えば、資料1のかながわ水源環境保全・再生施策大綱の四角で囲った一番最後に、施策展開の視点ということで、県民の意志を基盤とした施策展開とうたわれているわけだから、本市の意向を誤解のないように正確に伝えるだけではなくて、しっかり納得のいく形で進めていくことが大切だと思うが、その

辺のやり方とか進め方がどうしてもまだ見えてこないところがあるが、その辺、伺う。

○森環境対策課長 今回の水源環境保全、再生の取り組みの中で、当初の第1期の5カ年計画の中でも出てくる県の側における水源環境保全、再生のための今後に向けての検討のあり方として、資料1の2ページの12番に事業立てがしてあるが、県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくりという事業がある。こちらは、県で県民会議というものを立ち上げて、その中で、一般県民、有識者、諸活動を行っているNPO、あるいは県の市長会とか町村会とか、それぞれ関連する団体からの委員を募って、この中で、さらに部会を設けて、今後へ向けての制度設計を行っていく仕組みになっている。ただ、今回のこの事業の構成を決めるに当たっても、制度設計に当たっての17年当初には、各市町村に対して意向確認、意見募集などがあったのとあわせて、各市町村とのヒアリングも県は行っている。17年11月にこの施策大綱などが定められて以降も、18年2月に、各事業の具体的な実施に当たっての制度の運用についての解釈というか、具体的にどのように取り組んでいくのか、そのところは個々の市町村からの確認なども含めて、制度のより有効な運用が図れるように意見聴取が図られている。そうしたことの積み重ねの中で、相模原市はもちろん、各市町村が声を上げていく、取り組み内容について意見を言っていく場面が確保されているのが1点と、全体の市町村事業の中で80億円見込まれている県の交付金の50%を超える額を受ける相模原市としては、やはり県に対して、いろいろな機会を通じて、各事業セクションあるいは全体的な方向性として庁内意見を取りまとめるの形になる場合もあるかと思うが、今後、2期目へ向けての意見要望というのは声を上げていきたいと思っている。

○阿部委員 この施策に対してだけというわけではないが、県と市でかかわっているたくさんの事業の中で、市民から、県がやっていることと市がやっていることで、自分の意向が反映されている度合いが違うような認識を持っている方がいるということも聞いているので、そういうことのないように、しっかり納得のいく形で、完全に一体化した形で取り組んでいくように要望だけする。

○小林（正）委員 確認の意味だが、資料２の４ページに、城山町地区４５．３ヘクタールの下水道整備をするということで、中沢地区と城山地区に該当するのではないかと思うが、その解釈としては、５年間の１０億円で中沢地区と城山地区を整備する予定で、それが８１％の整備率に調整区域としてはなる。そして、小倉とか葉山あるいは小松の方は５年間に入らない、こういう解釈でいいのか。

○竹田下水道整備課長 ここの区域については、水源地ということになっているので、環境保全の場所については、中沢、城山二、三丁目の調整区域の地区で、圏央道の予定場所と湖に挟まれた区域が４５．３ヘクタールあるということで、そのところを５年間で整備していきたい。今はゼロ％のものが８１％ぐらいになるのではないかという予想である。

○野元委員 大きく３点質問したいが、まず１点目、先ほど来話題になっているが、この制度が今年度始まって、５カ年の計画を立てて、将来２０年という水源税の利用を考えていく計画になっている。初年度だが、６年目からの施策も、今、検討が始まっているというふうに認識している。旧町から、今回対象となっている５事業以外に、こういった事業に、ぜひ水源税を使いたいという要望を聞いていると思うが、市として、今後新たに事業展開をしていくべき施策として、どんなものを掌握しているか。

○森環境対策課長 実は、この５カ年計画、ここで始まって早々のところで、まずは一定期間、現事業についての評価、検証をしていく作業が出てくると思っている。それとあわせて、先ほどちょっと触れたように、県としては、次の５カ年へ向けての取り組みについての検討作業を段階的に開始していくのはこちらでも承知しているので、また時期を見て、各町における課題なども掌握しつつ、要望を上げていきたいと思っているが、それとも少し重なる部分として、大綱としては２０年間の取り組みを定めており、この中で、短期的に取り組む部分と中長期的に取り組む部分が、若干、県の中でも整理されていると思っている。相模原市の場合で水源地域を考える上でとりわけ重要な要素になってくるのが、さらに上流域、県外上流域の部分が改善されることによって、そこからの水の流入を受ける相模原市の水源も、さらに改善が図れていくということもあるので、そのところは現状の認識の中で、私どもとしても強く意識しているところだ

し、県の中でも、第2期以降については、県外上流域への保全、再生施策の展開を考えているという話も聞いているので、そこらもあわせて、すり合わせをしていきたいと考えている。

○野元委員 県の方でもいろいろ検討する中で、水源環境税がどんどん縮小されていった経過、対象事業がどんどん外されていったということがあるが、水源を守るという点からすると、先ほど来話が出ている不法投棄もそうだし、そこに暮らす人たちの生活を保障していく施策、具体的に言うと、飲み水の確保等も含まれて、初めて森林を守るということになっていくと思うので、県とどうすり合わせていけば、具体的に効果的な水源を守る施策が打てるのか、ぜひ、市の方も今から取り組みをしてもらって、6カ年目の計画からスタートできるように臨んでほしいことを強く要望したい。

2点目だが、事業に対して水源税が充てられても、なかなか進んでいかない施策もあると思う。下水道については、市の方でこういう区域で進めていくということで、比較的進みやすいと思うが、合併処理浄化槽については、新規の住宅はつけなければいけないとなっているので、必然的に対策として消化できると思うが、家が建ってしまっているところの合併処理浄化槽をどう普及させていくかというところが旧町時代も課題だった。その辺の普及体制、新築ではなくて既に建っている建物への奨励という点では、市ではどう考えているか。

○江成津久井環境課長 浄化槽の設置について、本年4月15日の藤野、相模湖、津久井町のそれぞれの広報紙に、高度処理型の合併処理浄化槽の設置の制度を新たにつくった、それから、通常型の合併処理浄化槽の補助があるという、合併処理浄化槽の設置に対する広報をした。現在、始まって3カ月経過したところだが、今年度、高度型と通常型の浄化槽を含めて90基の計画を持っているが、既に高度型の浄化槽については、ほぼ計画数までに達しているということで、大変反響がいい。今、新築の方がやりやすいのではないかという話があったが、現在までの段階を見ていると、新築が42基、それから、ただ単にトイレをかえるのが20基ということで、割合としては新築の方が高いという状況がうかがえる。この4月から、新しい高度型浄化槽の関係をしたが、大変反響がいい状況で、恐ら

く、本年度は、計画数を超えるような状況になろうと考えている。

○野元委員 喜ばしいことだが、対応できないということであれば、ぜひ、来年度以降、基数をふやして、積極的に普及できるようにしてほしい。

資料2の5ページに、うち通常型が70基とあったが、これは津久井、相模湖、藤野での200基のうちの70基が通常型という数値か。

○服部環境保全課長 この200基だが、5年間の高度処理型の合併処理浄化槽の計画基数である。この70基というのは、平成19年度の津久井地域における通常型の合併処理浄化槽の補助金の対象となる基数と考えてもらいたい。

○野元委員 そうすると、高度処理20基プラス通常型70基、合計90基が今年度の事業と考えていいか。

○江成津久井環境課長 そのとおりである。

○野元委員 普及ということで関連してだが、新しく市になって、個人負担が非常に減って、市からの補助がふえたということがあるが、具体的に、例えば5人槽の場合、通常型と高度処理型の個人負担が幾らになるか、今、数字が出るか。

○服部環境保全課長 高度処理型は新たに始まったので、通常型でいいか——実績だが、通常型は経費がおおよそ94万円となっており、今年度から、市の補助が60万円、個人負担が34万円ということだが、合併前の町によって負担額が違って、旧津久井町、相模湖町、城山町では、94万円というベースで考えた場合だが、個人負担が5万8千600円、したがって、補助金額が3万5千400円だったものが60万円になったということで、補助金が2万4千600円ふえた。それから、旧藤野町の区域だが、町の補助が30万円だったところが60万円ということで30万円ふえたので、個人負担としては、それまでは64万円程度と思っている。

○野元委員 そういった意味でも、費用負担という点で、市民にとっては非常に導入しやすくなっているので、繰り返すが、枠を拡大して、希望した方については普及が図れるようにということと、積極的に、やはり水源なので、旧の家の方にもどう普及させていくかということも、ぜひ

知恵を絞って取り組んでもらいたいことを要望する。

3点目、今の普及ということも関連してだが、新たな検討としてお願いしたいことが1点あって、市として市町村設置型の合併処理浄化槽の検討をしてもらえないかということである。今年度、山北町の方で条例化されて、来年度以降、市町村設置型の合併処理浄化槽の設置が始まっていく。県下の自治体はゼロで、これまで市町村設置型はなかったが、県としては、非常にそれを奨励している。また、環境省としても、それを奨励しているということなので、新築ではないところで導入していくきっかけになることも含めて、検討の余地があるのではないかと考える。隣の八王子市の例だが、平成16年に条例を定めて、市町村設置型を実施しているようだが、こちらを見ると、5人槽だと、分担金ということで10万2,000円を個人負担してもらうことになっている。市民としては、これだけ負担すればできると、非常にわかりやすい。もちろん、高度処理とか、いろいろな家庭によって設置していく事情は違うから、プラスアルファはあるにせよ、補助金が幾らということではなく、負担が幾らということだと、市民としても非常にわかりやすいということもあるし、一般質問で、設置後の管理という点で、組合という提案が小林議員からあったが、市町村設置ということだから、それについても計画的に、市民の方が幾ら負担していけば、下水道と同じように維持管理できていくという仕組みになっていくので、ぜひ、これは検討材料にしてほしい。市町村設置型について、今持っている資料とか、今後の取り組み予定とか、前向きな返答がもらえるとありがたいと思うが、いかがか。

○服部環境保全課長 市町村設置型についての提案をもらったが、6月定例会での管理組合の関係も含めて、今年度、下水道整備計画の見直しをしているところなので、それにあわせて、生活排水が公共用水域にきれいな状態で流れ込むようにという観点から、合併処理浄化槽のあり方を考える必要があると思っているので、その辺について、今年度、検討をしていきたい。申しわけないが、今のところ、手元に示せるような資料等はない。

○野元委員 特別会計等の設置も必要になってくるので、果たしてそれが相模原市にとってどういうふうに、プラスかマイナスかとか、メリッ

ト、デメリット、いろいろあると思うので、ぜひ検討はしてもらって、100%きれいな水を流せる状況をいかにつくっていくか。下水道だけでは絶対に無理だということははっきりしているので、ぜひ検討してもらえたらということ要望する。

○小林（正）委員 今の野元委員の発言に対して補足的に、私が町議会議員時代、四国の寒川町の町長の説明が記憶にあるが、要するに、市町村設置型のメリットとしては、浄化槽をまとめ買いができる。表現が悪いが、これはかなり安くたたけるということをやっていた。国の補助金なんかを見ると、町の持ち出しは限りなくゼロに近くなる。表現はいろいろあるが、先ほど通常型は単価が94万円と言ったが、個人負担を減らすには、この94万の単価そのものを引き下げれば簡単なことである。まとめ買いすれば、かなり安く、3分の1以下あるいは半分の額に近くなる、そんな話もちよっと四国であったので、ぜひ市町村型を設置した方が安上がりである。この資料2の⑤のところだって、100基と100基で200基、ことしのものでそうだが、本来、行政がまとめて買えば、実際は、かなり安くなる。個人が買えば通常の単価になってしまって、若干引いてくれるかどうかぐらいだが。かなり安くなると思うので、積極的に検討すれば、個人の負担が減って、なおかつ、設置工事も——下水道の本管工事なんかは全部、行政で予算をつけてやっているから、合併処理浄化槽の設置費も、ある意味では公共でやったってひとつもおかしくないというふうに発想した方がいいのではないかとということを提案する。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、本件に関する質疑を終わる。

この際、他に発言はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上で本件を終わる。

休憩する。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 開議

○大神田委員長 再開する。

活動方針等について協議願う。意見があったらお願いする。

○**栄委員** 大したことではないが、先ほど、市の水源林が640ヘクタールあるという説明を伺ったが、ここに関して、できれば我々委員会の皆さんで、全部は不可能だが、一部だけでも現地を見るような計画を立ててもらえればと思っている。

○**山岸委員** 確かに、今、栄委員が言っていたように、現地を見ることが、大変大切なことだと思う。さきの合併処理浄化槽の問題にしても、実態把握をしてやることと、県の事業とはいえ、こちらが実施母体だから、より主体的に取り組むためには、かなり、しっかりとした考えを持ってやる。しかも、50%を超える交付金をもらえる団体であるわけだから、その辺を踏まえて、事業をしっかりと推進するためには、現地調査をする必要があると思う。

もう一つは、藤野、津久井の青根等に簡易水道組合がたくさんある。これからそれを整理、統合して、もっとしっかりとした支援態勢なり何なりを組んでいくということを言っているが、ここの委員の皆さんが、簡易水道の実態とかを本当に理解してやるのと、話には聞いているけどという程度の認識では、事業を進めるという意味からいくと、ちょっとどうかという気がする。やはり簡易水道の状況、合併処理浄化槽の関係、それから、森林保全といっても、市になっている部分と財産区や何かが管理している広大な土地がある。そういったものを含めて、保全の現状、特別会計でたくさん出てきている何々財産区が、なかなか機能的にしっかりとした役割を果たしている。だから逆に、津久井なんかはむしろ、線下補償なんかで、年間に何千万円という金が落ちる。鳥屋なんかがいい例だが、その資金を使って公民館1つ寄附する、これをやるわけである。そういう実態とか、全然お金がない財産区もあるが、力のあるところが結構あるから、そういうところを数字の上で何々財産区と理解するよりは、一部でも見て、現地の説明でも受けて、森林保全というのは日常的にこんな仕事が行われて苦労しているというようなことを皆さんに再認識してもらうことも大事かと思うので、視察を試みる必要があるような気がする。

○**松永委員** 私も同意する。やはり、現地実態調査というのが、この委員会として必要かと思う。

それからもう一つ、鳥獣被害の問題については、市も越えて、関係市町

村で協議会も持たれているが、これは恐らく対照的に、実態の緊急的な被害をどうしていくのかという形だが、やはり、その前提として、山に人が入っていない、そういういろいろな背景がある。そういう意味で、今、国としても、林業とか、そして環境の上での保全というのがあるわけなので、こうした山を産業としてどう活用していけるか、活性化しているか、人が山に入っていける仕組みをどうつくっていくのか、前向きな形の勉強ができるような——これは他都市の視察なり、国のいろいろな施策の事業の勉強であったり、私たちが山を財産としてどう生かしていけるかという点での場に——これは年度を過ぎると、1年だけではできないかもしれないが、そういう視点の勉強会にもなればいいと思う。

○小林（一）委員 これは皆さん、感覚的に水源の特別委員会に求めるものとして考え方が違うのだと思うが、私は当初、この委員会の議論の中では、観光という点を主張していた関係があって、余り盛り込むと、かえって難しい点も出てくるので、どうかとは思いますが、今まで、それぞれがいろいろないいところがあって、すばらしいものがあるが、私たちから見ると、有機的にそのよさをアピールできていないという点をちょっと感じるので、観光振興という角度を忘れないように、そういう形ができればいいと考えている。余り多くを求めて、何も得られないということになってもいけないが、一応そんな気持ちも持っている。

○小野沢委員 保全策については、県の助成金とかも公に来る。いずれにしても、保全という話があった。小林委員が言うように、当然、保全だけでは保全しきれない。やはり、人がその環境の中へ入って守っていくことが大事だと思うから、保全策と活用については、活用しないと保全しても保存がされない、こういう問題があるので、二本立てでやらないと、非常に保たれない問題がある。ただ、税を投入して整備すればいいということではなくて、整備されたものを皆さんが見て、そこに入って保存していくことが必要で、やはり、観光は非常に大事だと思う。私は津久井町でダム対策もやってきたが、今ここを見ると、ほとんど森林の保全ということだが、では、湖周辺の森林の保全はだれがやるのか。私有林がほとんどだから、皆さんが、一番目にしたい、自然環境に触れたい、そういう部分については、今の補助制度の中では、なかなか手がつけられない状況であ

る。だから、これは市の観光振興なり農林予算等を投入しても、まずはそういうものを入れて、やはり自然環境に触れる中で、市民なり皆さんが保全していくことによって、そういう環境の喜びとかが味わえるわけだから、そういう中で保全をしていくということで進めていきたい。今回の運営については、そういう二本立てということでどうか。

○山岸委員 一つ問題があるのは、特別委員会というのは、余り間口を広げないで、焦点を絞って、一つの目的がしっかりと推進されているかどうか、あるいはこうあるべきだということにしていかないと、観光だとか、いろいろやっていくと——当然、観光も、今度は水源地の保全と再生、活用という問題があるが、それは環境経済委員会という常任委員会がある。これは時限的にやることではなくて、ずっと続いてやっていく。そことの調整をどう図るか。常任委員会も、観光課もちゃんとあって施策を講じているわけだから、そことの調整。だから、特別委員会というのは、余り間口を広げないでやって、その範疇から出る関連のものは、その常任委員会でやらせる。それでないと特別委員会が常任委員会化してしまうから、やはり、そこを上手に調整する必要があると思う。例えば合併のときも、合併特別委員会は合併が終わったら終わりになる、特別委員会はこういうものだから、そこは同じ議会の中だから、環境経済委員会とこの特別委員会の調整の問題だから、やってできないことはない。ただ、二兎を追っては、焦点がぼけてしまう。

それより一番問題なのは、今度、水源環境税が約50%を超えるものが相模原へ来るといっても、今まで来ていた旧市内や何かの下水道整備だとか、いろいろな環境保全にかかわるものが、それに振りかえられてしまうのでは、実質的にはマイナスになる。その辺をしっかりと点検する必要があるのではないか。水源環境税が来たからって、よく調べたら、ほかのものが振りかわっていたのでは何にもならない。だから全体として、そういったものを確保できるように、ましてや、政令市へ行く段階でのこの事業にしたって、当然、協議をする対象だから、下手に協議をすると、しよい込みになるから、やはりそういう問題も含めて、この委員会の役割は、いろいろな面で大きいのではないかと。

○大神田委員長 他にないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないようだったら、各委員からの意見は、委員会での方向性、現地の実態を調査して、その状況を委員会に提起する、また、山岸委員からは、合併処理浄化槽の対応とか交付金としての50%、簡易水道の統合的な支援態勢、森林保全、財産区の管理の役割等、松永委員からは、鳥獣被害の対策と山の実態、小林委員からは、水源に対する観光的振興、小野沢委員からは、保全に対する二つの活用の中等の幅広い分野でという意見、また、委員の中からは、県と市の税負担体制のこれからのあり方ということで協議されたが、ここでまとめたいと思う。

○江成委員 ちょっと落としてしまったが、水源地域の環境保全ということで、全般的に入っているのかと思ったが、先ほどこっちと言った不法投棄が相当心配されて、あの事業の中にはカウントされていないという説明だったが、特に水源地域だけに限った問題ではないが、相当、抜本的な対策の必要があるのかどうかということも含めて、保全の対象の中に入れてもらえるといいのではないかなと思う。

○松永委員 先ほど、委員長のまとめの中で、私、鳥獣被害の問題について、この特別委員会として検討していこうという形で言ったつもりではなくて、あれはまた別途、場があるので、そうではなくて、そういう被害が生じているのは山に人が入らない状況になっているということで、山に人が入っていく活用はどういうあり方がいいのかという点で、木材、木質バイオとか、今、国も補助金までやりながら、さまざまな活用策を打ち出している背景がここでまた出てきたし、環境の点からも、林業確保ということがあるので、そうした国の施策なんかも勉強し、相模原として、この活用策でどんなものがあるかというのを委員会として検討できたらいいと思ったが、先ほど山岸委員の意見もあって、そういう意味では、絞っていく必要があるとは感じている。

○野元委員 大きく、今、水源地で暮らしている方たちの生活に対する支援も一つの保全だと思うが、もう一つ、やはり小林委員や小野沢委員からも話があった、人が入ることによって、その地域の方たちが生き生きと暮らしていける、市民も含めてだが、いろいろな方が入ることによって、保全する必要性もわかるという点からすると、やはり、観光というのも非常に重要な柱だと私は思う。優先課題として、山岸委員が言ったみたいに、

的を広げてしまうということもあるので、前段として、水源環境税を中心に、保全というところと、水源地域に住む方たちの求めている実態把握、森林の状況把握というところを先に進めていきながら、また、時間経過の中で、観光、活用というところにも、この特別委員会で移っていけるような時間的猶予があれば、そちらに移っていくという方向性がいいのではないかと思う。

○大神田委員長 ただいま委員から、観光的要素、水源環境税に対する山の保全等の意見が出た。この意見の取りまとめをし、私から、これからのテーマ、方向性を報告したいと思うが、いいか。――

休憩する。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 29 分 開議

○大神田委員長 再開する。

各委員から、水源地域の対策に対して、いろいろな意見、テーマがあった。

まず、委員会の今後の位置づけ、方向性という中で、水源地域の現地の視察をして、各委員が一人一人のテーマを持って、実際に目で確認してもらって、これからの委員会の方向性を決めて、委員会のテーマとして調査検討していく形でいいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 では、意見のまとめとして、今、委員の了解を得た。これからの形を事務局と相談して、日程に入る形にする。

合併処理浄化槽、不法投棄、簡易水道の問題、森林の保全、水源地対策と幅広い意見が出たので、これをテーマに、次回の日程は視察としたいと思うが、いいか。――

では、次回の日程を決めたいので、協議願う。

休憩する。

午前 11 時 33 分 休憩

午前 11 時 38 分 開議

○大神田委員長 再開する。

視察の日程は、１０月４日で決定したいと思う。

時間等については、また追って連絡するので、よろしくお願いします。それでいいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 では、日程等、最終的に決まった。

以上をもって水源地域対策特別委員会を閉会する。

午前１１時３９分 閉会